

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年12月20日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

被保護者の失踪を理由に生活保護の廃止処分を行う際には、事前に弁明の機会を付与することが必要である。本件処分は、請求人の失踪を理由に生活保護を廃止するものであるが、事前に弁明の機会は付与されていないため、違法又は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 5月15日	諮問
平成30年 6月14日	審議（第22回第1部会）
平成30年 7月17日	審議（第23回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法19条1項は、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」（同項1号）及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」（同項2号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないものと規定している。

また、法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないものと規定している。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される。これと同旨のものとして、大阪地方裁判所判決（平成16年3月18日。判例地方自治264号91頁）があ

る。

(2) 法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないと規定しており、被保護者に当該届出の義務を課している。

(3) 「生活保護運用事例集 2 0 1 7」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成) 問 2 - 6 によれば、失踪とは、「被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなること」であり、「ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。」とされ、「居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第 1 9 条第 1 項第 2 号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。」とされている。

なお、本件事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

2 本件の検討

これを本件についてみると、請求人は、平成 2 9 年 1 2 月 1 0 日に、事務所や施設に事前の申出なく一方的に施設からいなくなったこと、同月 1 6 日にいったん施設に戻ったものの、同日施設を退所し、再びいなくなったことが認められる。また、その後請求人と施設職員との間で約束した同月 1 8 日に事務所に来所せず、事務所又は施設職員から連絡を取ることもできなかったことが認められる。以上のことから、処分庁は、請求人が処分庁の管轄区域内に現在地を有しているとはいえないと判断し、本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記 1 の法令等の規定に基づき、その解釈に則っているため、違法又は不当なものとすることはでき

ない。

なお、本件処分を行うに当たり、弁明の機会の付与を義務付ける法令上の定めは特段見当たらない。本件処分は法26条の規定によるものと解せられるところ、同条による処分については、法29条の2の適用があるため、不利益処分の名宛人に対する弁明の機会の付与等について定めた行政手続法13条の適用は除外されている。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹